

出張報告書

令和 7年 8月 4日

議長 烏野 隆生 様

会 派 名 日本共産党

代表者氏名 中井 良介

下記のとおり報告します。

記

- 1 目 的 大阪保育研究所 主催
「こども誰でも通園制度」議員研修
- 2 出張先 会派控室（ZOOM研修）
- 3 出張期間 令和 7年 6月 9日
- 4 出張者氏名 田中 市子
- 5 てん末報告 別紙

日時：2025年6月9日（月）9時15分～12時

場所：会派控室（ZOOM参加）

研修の目的

2026年4月から0～3歳未満の乳幼児を対象とした新たな制度である「こども誰でも通園制度」がすべての市町村で始まる。その内容と問題点を学習し、本市でも実施予定であるが、安全性が担保され、本来の制度目的が実行できるものか、学習する。

①こども誰でも通園制度の法的位置づけ

講師：菅野 園子（弁護士）

1 導入された経緯

2023年12月22日「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて」が、少子化対策を解消するための政策として閣議決定される

「0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を創設する」

2024年6月 通常国会において、子ども・子育て支援法、児童福祉法の一部を改正する法律が成立 「子ども・子育て支援金」制度創設 試行的事業

2025年4月1日 児童福祉法において、乳児等通園支援事業が始まり、市町村事業としての「こども誰でも通園制度」開始

2026年4月1日 給付事業としての「こども誰でも通園制度」が全国で開始

2 事業の概要

子どもを預かる施設：保育所、こども園、幼稚園、子育て支援センター、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センターなど

対象となる子ども：6カ月～3歳未満で、上記の施設に入所していない子ども

事業内容：①子どもに適切な遊びと生活の場を与える②保護者と面談して子どもと保護者の心身の状況や養育環境を把握する③保護者に対して子育てについての情報・助言・援助を行う

保護者が利用するまでの流れ：①居住する市町村で資格認定「乳児等支援給付認定」②認定証の取得 ③子どもの情報入力 ④事前面接申し込み ⑤事前面接 ⑥予約申し込み ⑦事業所からの予約受け入れ ⑧利用、利用時間の入力

給付の算定：事業者に支払われるもの ①市町村から支給される乳児等支援給付費
(子どもの年齢に応じて1時間当たり、0歳児1300円、1歳児1100円、2歳児
900円) ②保護者自身の自己負担額(1時間当たり300円)

利用時間：1カ月上限10時間

3 制度の問題点

- ① 保育の安全性 0～3歳未満の乳児を含む、園に慣れていない子ども、ベテラン保育士の配置や対1などの対応必要
- ② 経営構造 事業者が受け取れる収入は、子どもの利用時間に対応した収入のみ、保護者との事前面接や保護者支援は収入にならない、長期的な経営の安定に資する施策必要
- ③ 保育現場への負担

②こども誰でも通園制度・試行的事業の現状と課題／類似事業である一時預かり事業の仕組みと実態

講師：松本 歩子（京都教育大学）

1 試行的事業の目的と実施状況

制度の基本的事項を考えるために実施

実施事業所：認定こども園340か所42.4%、保育所269か所33.6%

事業所の種別：社会福祉法人43%、学校法人23%、行政（公立）17.9%

① 豊中市の試行的事業（社会福祉法人）

月曜日2歳児、水曜日0歳児、金曜日1歳児、各年齢定員2名、10～12時半（昼食あり）当日払い1050円、担当保育士1名（非常勤）

※課題：時間が短く慣れるのに時間がかかる、配慮が必要な家庭には2時間半では十分な対応できない、月10時間でも不十分

② 富田林市の試行的事業（公立保育園）

10～15時の5時間（昼食午睡含む）、各曜日（固定型）5名ずつ、1日1700円（上限3400円3回目以降無料）、保育士2名（正規と会年）

※課題：ニーズが高く利用できない家庭多い、市の持ち出し多額

2 一時預かり事業

① 歴史的経緯

1990年 国庫補助事業「一時保育事業」として公的实施

1996年 保護者のリフレッシュ目的でも利用可

2009年 児童福祉法一部改正により「一時預かり事業」に名称変更

2015年 子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援13事業の1つとして子ども・子育て支援交付金の交付対象事業に再編される

2024年 児童福祉法一部改正に伴い、保護者の負担軽減による利用が法的に明確化

② 実施類型：実施場所や対象児童により7つの類型あり そのうち3つを比較

一般型：保育所・幼稚園・こども園・地域子育て支援拠点または駅周辺、保育所の基準に準じた設備必要、専任の保育従事者最低2名、2分の1は保育士

地域密着II型：地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所、設備は「努力」、乳幼児の年齢及び人数に応じて2名を下らない担当者配置

余裕活用型：利用定員に達していない保育所・こども園・家庭的保育事業所・小規模保育事業所・事業所内保育事業所など、実施施設の区分に応じて定められた設備及び基準を遵守、追加の職員配置なし

③ 運営費と利用料

補助額：市町村・都道府県・国が3分の1ずつ

利用料：基準は設定されていない、平均1日2500円程度

④ 名古屋市の事例（私立保育園）

2カ月から6歳までの保育施設等を利用していない子ども、8～18時までの必要な時間、定員12名、6時間まで1200円・8時間まで1600円・10時間まで2000円、飲食物代別途一日300円、正規1名・非正規2名・無資格者1名の計4名専属

※課題：受け皿不足でリフレッシュ希望を断ったり利用回数を制限、0歳児・障がい児の受け入れ困難

⑤ 堺市の事例（私立保育園）

2カ月から、月～土、9～17時、0～5歳就学前まで各クラス3名の合計18名、3歳未満児8時間2700円・4時間1500円、3歳以上8時間1900円・4時間1100円（給食含む）

※課題：市の補助金の問題、就労理由の利用多くリフレッシュ希望に対応できない、未満児の保育料高いので3歳まで制度利用する家庭あり

⑥ 一時預かり事業の目指すべき6つの方向性

職員配置基準の見直し、財政基盤の強化、余裕活用型にも担当保育士を、受け入れ時の丁寧な対応、子どもの生活リズムを尊重、安心できる環境づくり

保護者支援：信頼関係の構築、環境整備、専任正規職員の配置、組織的な対応

特別な支援を必要とする児童の受け入れ：保育所利用の枠組み拡大、

公立施設の役割、自治体の責任（関係機関連携の軸）

③ こども誰でも通園制度にどう対応すべきか 講師：中山 徹（奈良女子大学）

1 こども誰でも通園制度の問題点

① 低い基準、無理な利用方法による保育上の問題

② 不十分な財政措置による事業者への弊害

③ 通常保育への支障

- ④ 障害児・配慮の必要な子どもへの対応
- ⑤ 公的責任の後退につながる危険性
- ⑥ 新たな国民負担による実施

2 市町村の対応

- ① 事業者との連携を深め、地域の子育て環境を改善する検討会の設置
- ② 定期利用を基本とし、子どもが一時的に過ごせる場所を確保する
- ③ ニーズに対応できる定員の確保
- ④ 広域利用は限定的とし市町村内の家庭を優先すべき
- ⑤ 一時預かり事業との整理（両者を一体的に運営すべき）
- ⑥ 基準の策定と条例の制定（国基準を上回ることも可能）

3 事業所の対応

- ① 無理に対応しない
- ② 市町村に対する働きかけと事業所内検討会設置
- ③ 一時預かり事業と一体で実施すべき、定期利用に限定すべき
- ④ 保育時間、保育内容の検討
- ⑤ 職員体制（子ども数名に保育者2名が基本）
- ⑥ 面談・事前の情報収集
- ⑦ 保育計画・記録作成

考察

児童福祉法・子ども子育て支援法が一部改正され、「すべての子どもたちの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する」「保護者のリフレッシュ」という目的が法的に明記され、来年4月実施となる制度であるが、数々の問題があり危惧される場所である。

自治体は今年度内に、基準を決め、条例制定、事業者募集・認可、ニーズ調査、市民への周知、実施体制を整える必要がある。

試行実施した自治体では、月10時間では足りない（0歳児の生活づくりなど）、子どもの安心安全が認可外保育施設でも保障できるのか、自由利用より定期利用が望ましい、職員配置基準が大体であり0歳児や配慮の必要な子どもにはベテラン保育士が必要、事前面接や保護者対応などはお金にならないことにより経営や保育内容に支障をきたす、などの問題点が上がっている。

保育士不足は全国的に深刻な課題であり、ニーズに対応できるだけの定員を確保できるか、また、制度の財源の一つに「子ども子育て・支援金」として国民に負担を強いることは知らされていない。お金を払っているのに利用できないというクレームが自治体に押し寄せる懸念も払拭できない。現行の「一時預かり事業」を拡充することで良かったのではないか、とつくづく思われる。